

横浜信用金庫が中堅・中小企業等を対象に実施する サステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークに 係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、横浜信用金庫が中堅・中小企業等を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワークに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、横浜信用金庫が借入人である「中堅・中小企業」を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（総称して「SLLP等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、横浜信用金庫のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケータ（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポートニング、検証について確認を行った。

横浜信用金庫は、横浜市中区に本店を構える信用金庫である。1923年7月に創業し、2023年7月に創立100周年を迎えている。横浜信用金庫の役員数は1,226人であり、店舗数は61店舗である。また、2024年3月末時点の預金積金は2兆509億円であり、貸出金は1兆1,772億円となっている。横浜信用金庫グループは、横浜信用金庫、よこしんサプライ株式会社、よこしんビジネスサービス株式会社、及びよこしんリース株式会社から構成される。預金業務、貸出業務、為替業務のほか、代理業務や証券・信託業務等の事業を行っている。

横浜信用金庫は、経営理念として、「このまちの未来をともにつくる～信用金庫の原点を忘れず、金融を超えた価値を提供し、笑顔あふれる地域づくりに貢献する～」を掲げている。2019年6月には「SDGsへの取り組みについて」を公表し、SDGsへのコミットメントを明確にすることで顧客を含む地域社会の連携等の円滑化を図るとともに、金庫職員の意識を高め、環境・社会課題の解決に向けた取引先企業等の支援により、SDGsの達成に貢献することを目指している。2021年9月には、2050年度までの脱炭素化の達成（二酸化炭素排出量ゼロ）にコミットメントする「横浜信用金庫脱炭素化宣言」を公表した。具体的には、省エネルギー設備の導入や関内本店及び事務センターでの再生可能エネルギー100%電力の使用等を進めている。横浜信用金庫は、取引先企業の脱炭素化に資する取り組みをサポートするため、CO₂排出量測定サービスの導入等、カーボンニュートラルに関するソリューションメニューを2023年8月に拡充した。

横浜信用金庫は、経営企画部および営業統括部を主管部署として、SDGsに資する取り組みを強化している。横浜信用金庫は、SDGs推進に関する取り組みの進捗状況については、定期的開催している経営会議（部長会議・店長会議等）において経営層にも共有しており、PDCAサイクルを円滑に回していくことで、サステナビリティ推進に関するガバナンス体制を構築している。

横浜信用金庫は、本フレームワークに基づくファイナンスの実行により、借入人のサステナビリティ・SDGsの取り組みを支援するとともに、活動エリア全体の経済活動の活性化、持続可能性を高める地域全体のサステナビリティを推進することを企図している。

横浜信用金庫は、本フレームワークで以下のKPI及びSPTを設定している。

KPI 1 : CO₂排出量の見える化、習慣化

KPI 2 : CO₂排出量の削減 (Scope1・2)

SPT 1 : e-dashをはじめとした当金庫が提供するCO₂排出量の見える化に取組み、2年間継続

SPT 2 : 運送業については、CO₂排出総量 (Scope1・2) 3.17%/年削減

運送業以外については、CO₂排出総量 (Scope1・2) 4.2%/年削減 (中小企業 SBT 基準)

本フレームワークのKPIは、横浜信用金庫の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であることをJCRは確認した。また、本フレームワークのSPTについて、行政が掲げる目標等のベンチマーク、科学的根拠等と比較、及び中堅・中小企業全体の実績と比較した場合に、野心的であることをJCRは確認した。融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定されたSPTが達成されるか否かに応じて、ローンの特性が変化する予定である旨をJCRは確認した。また、KPIの実績について、融資実行から完済まで年1回以上確認を行うとともに、都度外部検証が実施される予定であることをJCRは確認した。

以上より、JCRは、本フレームワークがSLLP等に適合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク
(中堅・中小企業用)

貸付人：横浜信用金庫

2024年10月1日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. SLLP 等への適合性について	- 6 -
1. 横浜信用金庫のサステナビリティ戦略	- 6 -
2. KPI の選定	- 12 -
2-1. 評価の視点	- 12 -
2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価	- 12 -
■KPI1：CO ₂ 排出量の見える化、習慣化	- 12 -
■KPI2：CO ₂ 排出量の削減（Scope1・2）	- 12 -
3. SPT の測定	- 16 -
3-1. 評価の視点	- 16 -
3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価	- 16 -
3-3. JCR によるインパクト評価	- 17 -
4. 借入金の特徴	- 19 -
4-1. 評価の視点	- 19 -
4-2. 借入金の特徴の概要と JCR による評価	- 19 -
5. レポーティング・検証	- 20 -
5-1. 評価の視点	- 20 -
5-2. レポーティング・検証の概要と JCR による評価	- 20 -
6. SLLP 等への適合性に係る結論	- 20 -

<要約>

本第三者意見は、横浜信用金庫が借入人である「中堅・中小企業」を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」¹及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」²（総称して「SLLP等」）への適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、横浜信用金庫のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、特性、レポートニング、検証について確認を行った。

横浜信用金庫は、横浜市中区に本店を構える信用金庫である。1923年7月に創業し、2023年7月に創立100周年を迎えている。横浜信用金庫の役職員数は1,226人であり、店舗数は61店舗である。また、2024年3月末時点の預金積金は2兆509億円であり、貸出金は1兆1,772億円となっている³。横浜信用金庫グループは、横浜信用金庫、よこしんサプライ株式会社、よこしんビジネスサービス株式会社、及びよこしんリース株式会社から構成される。預金業務、貸出業務、為替業務のほか、代理業務や証券・信託業務等の事業を行っている。

横浜信用金庫は、経営理念として、「このまちの未来をともにつくる～信用金庫の原点を忘れず、金融を超えた価値を提供し、笑顔あふれる地域づくりに貢献する～」を掲げている。2019年6月には「SDGsへの取り組みについて」を公表し、SDGsへのコミットメントを明確にすることで顧客を含む地域社会の連携等の円滑化を図るとともに、金庫職員の意識を高め、環境・社会課題の解決に向けた取引先企業等の支援により、SDGsの達成に貢献することを目指している。2021年9月には、2050年度までの脱炭素化の達成（二酸化炭素排出量ゼロ）にコミットメントする「横浜信用金庫脱炭素化宣言」を公表した。具体的には、省エネルギー設備の導入や関内本店及び事務センターでの再生可能エネルギー100%電力の使用等を進めている。横浜信用金庫は、取引先企業の脱炭素化に資する取り組みをサポートするため、CO₂排出量測定サービスの導入等、カーボンニュートラルに関するソリューションメニューを2023年8月に拡充した。

横浜信用金庫は、経営企画部および営業統括部を主管部署として、SDGsに資する取り組みを強化している。横浜信用金庫は、SDGs推進に関する取り組みの進捗状況については、定期的開催している経営会議（部長会議・店長会議等）において経営層にも共有しており、PDCAサイクルを円滑に回していくことで、サステナビリティ推進に関するガバナンス体制を構築している。

横浜信用金庫は、本フレームワークに基づくファイナンスの実行により、借入人のサステナビリティ・SDGsの取り組みを支援するとともに、活動エリア全体の経済活動の活性化、持続可能性を高める地域全体のサステナビリティを推進することを企図している。

¹ Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). Sustainability-Linked Loan Principles 2023. (<https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/>)

² 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版 (<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>)

³ 出典:よこしんレポート 2024 ディスクロージャー (https://www.yokoshin.co.jp/_aboutus/pdf/disclosure/2024/disclo_all.pdf)

横浜信用金庫は、本フレームワークで以下の KPI 及び SPT を設定している。

KPI1 : CO₂ 排出量の見える化、習慣化

KPI2 : CO₂ 排出量の削減 (Scope1・2)

SPT 1 : e-dash をはじめとした当金庫が提供する CO₂ 排出量の見える化に取組み、2 年間継続

SPT 2 : 運送業については、CO₂ 排出総量 (Scope1・2) 3.17%/年削減

運送業以外については、CO₂ 排出総量 (Scope1・2) 4.2%/年削減 (中小企業SBT基準)

本フレームワークのKPIは、横浜信用金庫の借入人である中堅・中小企業にとって有意義であることをJCRは確認した。また、本フレームワークのSPTについて、行政が掲げる目標等のベンチマーク、科学的根拠等と比較、及び中堅・中小企業全体の実績と比較した場合に、野心的であることをJCRは確認した。融資条件におけるインセンティブ内容について、事前に設定されたSPTが達成されるか否かに応じて、ローンの特性が変化する予定である旨をJCRは確認した。また、KPIの実績について、融資実行から完済まで年1回以上確認を行うとともに、都度外部検証が実施される予定であることをJCRは確認した。

以上より、JCRは、本フレームワークがSLLP等に適合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、本フレームワークに対して SLLP 等に沿って第三者評価を行った。サステナビリティ・リンク・ローンとは、借入人が予め定めた意欲的な SPT の達成にインセンティブを設けることで、借入人が持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとした借入金をいう。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポートニング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、横浜信用金庫が 2024 年 10 月に策定する本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 横浜信用金庫のサステナビリティ戦略
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特性
5. レポートニング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

III. SLLP 等への適合性について

1. 横浜信用金庫のサステナビリティ戦略

<会社概要>

横浜信用金庫は、横浜市中区に本店を構える信用金庫である。1923年7月に創業し、2023年7月に創立100周年を迎えている。横浜信用金庫の役職員数は1,226人であり、店舗数は61店舗である。また、2024年3月末時点の預金積金は2兆509億円であり、貸出金は1兆1,772億円となっている⁴。

横浜信用金庫グループは、横浜信用金庫、よこしんサプライ株式会社、よこしんビジネスサービス株式会社、及びよこしんリース株式会社から構成される。預金業務、貸出業務、為替業務のほか、代理業務や証券・信託業務等の事業を行っており、営業エリアの中心である横浜市を中心に、地元事業者が抱える経営課題に向き合い、融資等のバンキングニーズにとどまらず、デジタル化支援や人材マッチングなどの本業支援、社会的要請が高まっている気候変動対応などSDGsに関する取組支援や社会貢献活動に取り組んでいる。

<横浜信用金庫の経営理念>

横浜信用金庫は、経営理念として、「このまちの未来をともにつくる～信用金庫の原点を忘れず、金融を超えた価値を提供し、笑顔あふれる地域づくりに貢献する～」を掲げている。

経営理念

このまちの未来をともにつくる

信用金庫の原点を忘れず、金融を超えた価値を提供し、笑顔あふれる地域づくりに貢献する

大切にしたい思い・行動

- 広い視野を持ち、変化を恐れず積極的にチャレンジする
- 自分たちの仕事に誇りと自信を持ち、信頼される行動をとる
- 成長に向けて常に学習し、未来への責任を果たす
- 感謝を忘れず、相手の想いに真摯に向き合う
- 多様な価値観や新しい考えを尊重し、共に考動する

図1 横浜信用金庫の経営理念⁴

横浜信用金庫は、上記経営理念に基づき、地域の取引先から預かった預金を地元の事業者や個人取引先に融資するとともに、様々な課題の解決に向けた支援に努めている。事業者に対しては、事業内容や今後の経営環境などの理解を深め、最適な融資や本業支援、ソリューションの提供によって、お客様と共有した将来像を実現する「顧客将来像の共有」をキーワードに、事業者への寄り添いと質の高い金融仲介機能の発揮に取り組んでいる。

⁴ 出典：よこしんレポート 2024 ディスクロージャー(https://www.yokoshin.co.jp/_aboutus/pdf/disclosure/2024/disco_all.pdf)

<横浜信用金庫のサステナビリティ・ESGに関する方針>

横浜信用金庫は、地域社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画している。また、環境の維持・改善への取り組みは、企業市民としての社会的責任であり、環境への負荷の軽減に努力することは資源を消費する企業として当然の責務と考えている。2019年6月には「SDGsへの取り組みについて」を公表し、SDGsへのコミットメントを明確にすることで顧客を含む地域社会の連携等の円滑化を図るとともに、金庫職員の意識を高め、環境・社会課題の解決に向けた取引先企業等の支援により、SDGsの達成に貢献することを目指している。

SDGsへの取り組みについて

横浜信用金庫は、地域社会の一員として、「SDGs（持続可能な開発目標）」への取り組みを通じ、地域課題の解決と持続可能な社会の実現に努めます。

当金庫は、さまざまな金融サービスの提供や環境経営の推進、地域と連携した取り組みにより、横浜市のSDGs認証制度“Y-SDGs”において、最上位（supreme）の認証を取得しています。

※SDGs（エスディーゼーズ）とは

2015年9月の国連サミットで採択された、持続可能な開発のための国際社会全体の目標です。

2030年を期限とする、経済、社会および環境の3つの側面の調和の取れた社会に向けた、包摂的な17の目標が定められています。

横浜市SDGs認証制度



（横浜市SDGs認証制度 / 本行は）は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

図2 横浜信用金庫 SDGs への取り組みについて⁵

⁵ よこしんレポート2024 ディスクロージャー(https://www.yokoshin.co.jp/_aboutus/pdf/disclosure/2024/disclo_all.pdf)

<横浜信用金庫のマテリアリティ・重点課題>

横浜信用金庫は、同金庫の取り組みと SDGs との関連について「持続可能な地域社会の実現に向けた重点課題」として取りまとめ、2020年8月に公表している。

お客さま・地域社会への取り組み
地域社会の持続的な発展のために、お客さまや地域の課題の解決に努めます。

地域経済の活性化







適切な資金提供やコンサルティング機能の発揮による事業者への支援、新たな金融サービスの提供等を通じて、地域経済の活性化に貢献します。

住みやすい地域社会の創造








「人生100年時代」を見据えた金融サービスの提供、企業市民としての社会参画・地域貢献活動を通じて、安心・安全な地域社会の実現に努めます。また、将来の地域の担い手である子どもたちへの取り組みを強化します。

環境の保全







環境保全・改善に関する商品・サービスの提供により、お客さま・地域社会の取り組みを支援します。また、環境に配慮した事業活動により、環境経営を実践します。

職員への取り組み
職員の地域貢献への志を実現する職場環境を整備します。

「働きがい」のある職場環境の整備







地域の発展に貢献する人財の育成、ライフステージ等に応じた就業環境の整備を進め、多様な人財が活躍する「働きがい」のある職場を実現します。

図3 横浜信用金庫 持続可能な地域社会の実現に向けた重点課題⁶

⁶ 横浜信用金庫の提供資料より JCR にて抜粋

<横浜信用金庫の脱炭素に向けた取り組み>

横浜信用金庫は、持続可能な社会の実現に向け、地域社会・顧客の脱炭素化への取り組みの推進、同金庫の脱炭素化の計画的な実行を目的に、2050年度までの脱炭素化の達成（二酸化炭素排出量ゼロ）にコミットメントする「横浜信用金庫脱炭素化宣言」を2021年9月に公表した。具体的には、省エネルギー設備の導入や関内本店及び事務センターでの再生可能エネルギー100%電力の使用等を進めている。

表1 横浜信用金庫脱炭素化宣言⁷

横浜信用金庫は、地球温暖化対策として脱炭素化への取組みを推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 二酸化炭素排出量の削減

- ・2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比50%以上削減する
- ・2050年度までに二酸化炭素排出量をゼロとする（2013年度比100%削減）
- * 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づく定例報告の排出量による

2. 再生可能エネルギー100%電力（再エネ電力）の利用（上記1.の達成方法）

- ・2030年度までに使用電力の50%以上を再エネ電力とする
- ・2050年度までに使用電力の100%を再エネ電力とする

3. 地域における取組みの推進

商品・サービスの提供を通じて、地域社会・お客さまの脱炭素化への取組みを支援します。

横浜信用金庫は、取引先企業の脱炭素化に資する取組みをサポートするため、CO₂排出量測定サービスの導入等、カーボンニュートラルに関するソリューションメニューを2023年8月に拡充した。横浜信用金庫は、脱炭素化に関する社会的な要請は高まっていると考えており、今後も「横浜信用金庫脱炭素化宣言」のもと脱炭素化への取組みを推進していく予定である。

<横浜信用金庫のサステナビリティ推進体制>

横浜信用金庫は、経営企画部及び営業統括部を主管部署として、SDGsに資する取組みを推進している。横浜信用金庫は、SDGs推進に関する取組みの進捗状況については、定期的に関催している経営会議（部長会議・店長会議等）において経営層にも共有しており、PDCAサイクルを円滑に回していくことで、サステナビリティ推進に関するガバナンス体制を構築している。

また、横浜信用金庫は、役員（理事・監事）の一定数（現在は3分の1以上）を外部（非常勤）から選出しており、定期的な理事会・監事会、また監事監査の実施により、ガバナンス体制を強化している。

⁷ 横浜信用金庫 HP (https://www.yokoshin.co.jp/_aboutus/kinko/zero_carbon.html)

<横浜信用金庫 中堅・中小企業用フレームワークの位置づけ>

本フレームワークは、横浜信用金庫が借入人である「中堅・中小企業」を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するものである。中小企業のサステナビリティ・SDGsに関する調査において、「現在すでに取り組んでいる」「現在は取り組んでいないが、今後は取り組む予定」とした中小企業からは「取り組むための人員が不足している」「SDGsや取組方法に関する情報が少ない」といった回答が多い。一方、「現在は取り組んでおらず、今後も取り組む予定はない」とした中小企業からは「取り組むことによるメリットがわからない」「何から取り組めばよいかわからない」といった回答が多い。

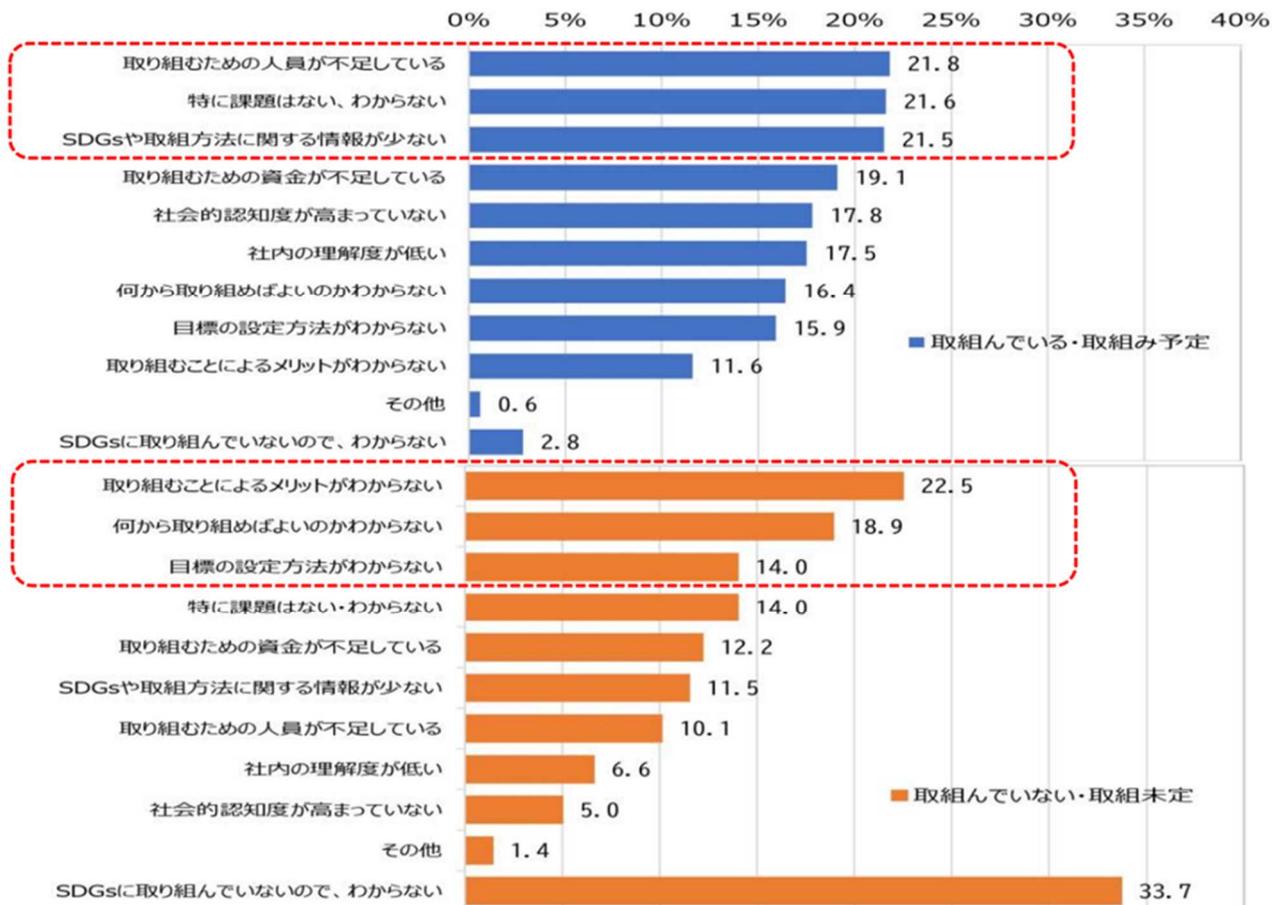


図4 中小企業のSDGsの取組に向けた課題（取組企業、未取組企業別）⁸

以上より、中小企業にとってサステナビリティ・SDGsに取り組むメリットを明確化することが難しく、もしサステナビリティ・SDGsに取り組む場合においても人員や情報が不足しており取り組みの方向性の整理や目標設定が困難である、といった課題があると推察される。

横浜信用金庫は、サステナビリティ・リンク・ローンについて、環境・社会面における持続可能な経済活動を促進するとともに、金融機関による事業性評価を受けていることを客観的に示すことも可能であり、地域事業者に対しては資金調達のみならず、環境への配慮、コスト削減、社会的責任の向上といった多面的な利点をもたらし、かつ中堅・中小企業にとって新たなビジネスへの挑戦、環境・社会面での持続

⁸ 中小基盤整備機構「中小企業のSDGs推進に関する実態調査(2023年)」(https://www.smrj.go.jp/research_case/research/questionnaire/index.html)

的な経済活動に積極的であることへのアピールと差別化、長期的には顕在化していない経営リスク低減・回避に繋がるものと考えている。横浜信用金庫は、本フレームワークに基づくファイナンスの実行により、借入人のサステナビリティ・SDGsの取り組みを支援するとともに、活動エリア全体の経済活動の活性化させ、地域全体のサステナビリティを推進することを企図している。

なお、本フレームワークの対象となる中堅・中小企業の定義は下記の通りである。

■「中堅・中小企業の定義」

以下の(1)、(2)のいずれかを満たす企業を本フレームワークの対象とする。

(1) 中小企業基本法の定義を満たす企業

(2) 売上1,000億円以下、従業員数2,000人以下、資本金：10億円以下のうち、いずれかの条件を満たす企業

ただし、プライム市場上場企業（およびその連結子会社）は本フレームワークの対象から除く。

2. KPI の選定

2-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークに基づいて横浜信用金庫が貸付を行う際に、借入人である中堅・中小企業が設定する KPI について、借入人の事業において関連性があり中核的で重要か、さらには貸付人である横浜信用金庫グループの現在・未来における事業運営上の戦略的意義は大きいのか、一貫した方法論に基づく測定・定量化は可能か、ベンチマークは可能か、適用範囲等を含め定義は明確か等を確認する。

2-2. KPI の選定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの KPI は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

横浜信用金庫は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI1 : CO₂ 排出量の見える化、習慣化

KPI2 : CO₂ 排出量の削減 (Scope1・2)

■KPI1 : CO₂ 排出量の見える化、習慣化

■KPI2 : CO₂ 排出量の削減 (Scope1・2)

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、温室効果ガス (GHG) 排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°C より十分に低く保つとともに (well-below 2°C 目標)、1.5°C に抑える努力を追求すること (1.5°C 目標)」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されており、日本政府としては 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標を打ち出すとともに、2030 年度に 2013 年比で 46%削減することを中間目標として掲げている。そして、日本政府の目標を受けて、地方自治体においても削減目標を策定・公表している。

日本における中小企業の総 GHG 排出量は 1.2 億 t~2.5 億 t であり、日本全体の GHG 排出量のうち 1 割~2 割弱を占める。また、GHG・CO₂ 削減に取り組む大企業・海外企業は年々増加している。大企業・海外企業は自社領域 (Scope1,2) の GHG・CO₂ 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流 (Scope3) の GHG・CO₂ 削減にも取り組んでいる。大企業・海外企業の Scope3 は、その取引先の中堅・中小企業にとっての Scope1・2 となることから、中堅・中小企業においても GHG・CO₂ 削減の取り組みの重要性が高まってきている。

- グローバル企業がサプライチェーン排出量の目標を設定すると、そのサプライヤーも巻き込まれる。
- 大企業のみならず、**中小企業も含めた取組が必要（いち早く対応することが競争力に）。**



Scope 1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
Scope 2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope 3 : Scope 1、Scope 2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

サプライチェーン排出量 = Scope 1排出量 + Scope 2排出量 + Scope 3排出量

- 【トヨタ自動車】 数百社の仕先に対し、2021年のCO2削減目標として前年比3%削減を要請。
- 【Apple】 サプライヤーに対して、再生エネルギーの使用することを要請。要請に応えられない場合は取引を終了する可能性も。
- 【イオン】 モール館内の警備・清掃等に関わる従業員、モール運営に携わるサプライヤー、出店しているすべての専門店に対して、環境教育を実施するとともに、排出削減につながる行動を要請。

図5 サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）⁹

一方、中小企業の多くは、脱炭素やカーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも、具体的な方策を検討するまでには至っていない¹⁰。CO₂排出量を把握できている中小企業はわずか7.8%との調査結果もあり¹¹、中小企業にとってCO₂排出量の算定、及びそれに伴う具体的な方策や目標の検討が喫緊の課題となっている。

- 中小企業の多くは、カーボンニュートラルについて、自社の経営に何らかの影響があると感じつつも、**具体的な方策を検討するまでには至っていない。**
- 中小企業の多くは、**財政基盤が必ずしも盤石でないことに加えて、情報面、知識面や人材面での制約があり、初期コストの高い対策が取りにくい、そもそもどのような取組を行えばよいのか分からない**といった問題がある。

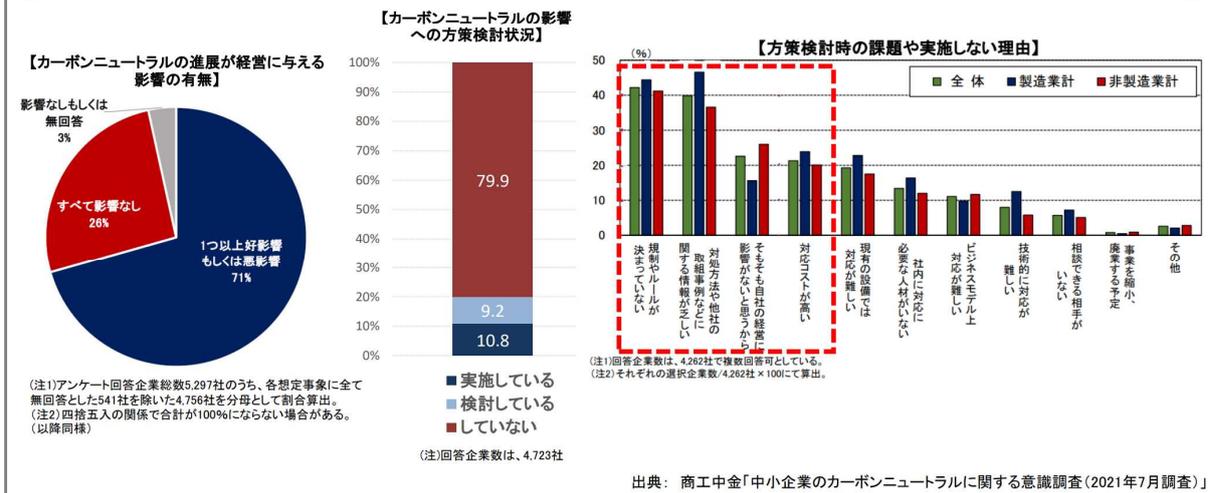


図6 中小企業によるカーボンニュートラル対応の現状（経済産業省）¹⁰

⁹ 中小企業のカーボンニュートラルに向けた支援機関ネットワーク会議環境省資料 (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/)

¹⁰ 経済産業省 環境経済室 中小企業のカーボンニュートラル施策について(令和4年7月) (https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/SME/network/02.pdf)

¹¹ フォーバル GDX リサーチ研究所調べ (<https://gdx-research.com/news/report-news/936/>)

企業が実際に削減目標を検討する際には、パリ協定において求められる水準と整合した科学的な目標である SBT (Science Based Targets) が参照されることが多い。SBT においても、大企業向けの通常 SBT に加え、中小企業 SBT が設計されている。中小企業 SBT は、2020 年 4 月より導入が開始されており、削減対象範囲や認定費用などの面において、通常 SBT と比較して条件が緩和されている。また、2024 年 1 月 1 日以降、中小企業の定義等が変更されている。

表 2 中小企業向け SBT の概要 (2024 年 1 月 1 日以降)¹²

項目	中小企業 SBT	通常 SBT
対象	次のすべてに該当 <ul style="list-style-type: none"> •Scope1・2 の総排出量が 10,000 tCO₂ 未満 ※Scope 2 はロケーション基準で算出 •金融セクター、石油・ガスセクターに分類されない •SBTi が策定したセクター固有の基準(セクター別脱炭素化アプローチなど)を使用して目標を設定する必要はない •通常 SBT の対象となる会社の子会社ではない 上記に加え次の 2 つ以上に該当 <ul style="list-style-type: none"> •従業員数 250 人未満 •売上高 5,000 万ユーロ未満 •総資産 2,500 万ユーロ未満 •FLAG セクター¹³に分類されない 	特に無し
目標年	2030 年	公式申請年から、5 年以上先、10 年以内の任意年
基準年	2018 年～2023 年から選択	最新のデータが得られる年での設定を推奨
削減対象範囲	Scope1・2 排出量	Scope1・2・3 排出量 ※但し、Scope3 が Scope1,2,3 の合計の 40%を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要は無し ※FLAG セクター ¹³ に属する企業は、別途 FLAG 目標を設定する必要がある
目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減(1.5°C目標) ■Scope3 算定・削減(特定の基準値はなし) 	<ul style="list-style-type: none"> ■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減(1.5°C) ■Scope3 少なくとも年 2.5%削減(Well-below 2°C)
承認までのプロセス	目標提出後、自動的に承認され、SBTi Web サイトに掲載	目標提出後、事務局による審査が行われる 事務局からの質問が送られる場合もある

横浜信用金庫は、行政の計画や方針を参照するとともに、大企業の脱炭素への取り組み浸透を考慮したうえで、地域事業者が「CO₂排出量の見える化」に取り組むことは事業継続及び企業価値向上の基礎的要

¹² SBT イニシアチブ ウェブサイト(<https://sciencebasedtargets.org/news/sbti-announces-updated-sme-definition-and-fees> 等)より JCR 作成

¹³ FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4 (22%)を占めており、SBTi(Science Based Target initiative)は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表している。

件として重要である、と考えている。しかしながら、横浜信用金庫は、取引先である中小企業について CO₂ の見える化に取り組んでいない先が数多くある、と考えている。横浜信用金庫は、これらの取引先において CO₂ 削減目標を導入するのは難しく、まず CO₂ 排出量の見える化・習慣化を進めることにより CO₂ 削減への参入障壁を下げるのが重要である、と考えている。上記を踏まえ、横浜信用金庫は、CO₂ 排出量可視化のクラウドサービス「e-dash」を提供する e-dash 株式会社と業務提携し、取引先の CO₂ 排出量の見える化を支援している。

横浜信用金庫は、「CO₂ 排出量の見える化」が経営面で重要と考えられる取引先に本 KPI を提示する意向である。KPI1 の対象先として、複数店舗（事業所）あるいは車両を有し、CO₂ 排出量計測にかかる資料のとりまとめ、入力等に一定のフロー構築が必要になる先を横浜信用金庫は想定している。取引先の業種毎の KPI の有意義性について、横浜信用金庫は同金庫の「新業種コード表」に基づき JCR に都度確認する予定である。

横浜信用金庫は、CO₂ 排出量削減の取り組みについても、取引先にとって経営上の重要課題と考えている。横浜信用金庫が取引先事業者の CO₂ 排出量削減を支援していくことは、サステナブルな地域社会の実現につながり、ひいてはサステナビリティ支援を通じた社会からの支持獲得につながる効果が期待できると考えている。そして、事業者が社会にその取り組みを公表し、共通の尺度で評価されるためには、利害関係者にもわかりやすい指標を KPI として設定することが重要であると考えており、中小企業 SBT や行政（神奈川県、東京都）の計画より数値目標（SPT）を設定する予定である。また、KPI2 の対象先についても、横浜信用金庫は「CO₂ 排出量削減」が重要と考えられる業種を対象とする予定であり、同金庫の「新業種コード表」に基づき JCR に都度確認する予定である。

以上より、KPI1 及び KPI2 は、横浜信用金庫にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の経営において中核的で重要である、と JCR は評価している。また JCR は、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。

3. SPT の測定

3-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT について、選定された KPI における重要な改善を表し Business as Usual の軌跡を超える等の野心的なものか、過年度実績や同業他社、業界水準、科学等のベンチマークに基づいているか、目標達成へのスケジュール等は開示されるか等を確認する。

3-2. SPT の測定の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークの SPT は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

横浜信用金庫は、本フレームワークで以下の SPT を設定している。

SPT 1 : e-dash をはじめとした当金庫が提供する CO₂ 排出量の見える化に取組み、2 年間継続

SPT 2 : 運送業については、CO₂ 排出総量 (Scope1・2) 3.17%/年削減

運送業以外については、CO₂ 排出総量 (Scope1・2) 4.2%/年削減 (中小企業 SBT 基準)

■SPT1 : e-dash をはじめとした当金庫が提供する CO₂ 排出量の見える化に取組み、2 年間継続

SPT1 について、本フレームワークでは、横浜信用金庫の業務提携先である e-dash 株式会社、MS&AD インターリスク総研株式会社が提供する「CO₂ 見える化サービス」を利用し、取引先が測定に必要な資料を揃え、入力し、適切な計測を行うことを 2 年間継続するか否かで判定される。

中小企業の多くは、前述した通り、脱炭素の取り組みについて自社の経営に何らかの影響はあると感じつつも具体的な方策を検討するまでには至っていない。CO₂ 排出量を把握できている中小企業はわずか 7.8% との調査結果もあり、CO₂ 排出量の見える化は中堅・中小企業にとって現時点では難易度が高い。

以上より、SPT1 は中堅・中小企業にとって野心的である。

■SPT2 : 運送業については、CO₂ 排出総量 (Scope1・2) 3.17%/年削減

運送業以外については、CO₂ 排出総量 (Scope1・2) 4.2%/年削減 (中小企業 SBT 基準)

運送業の SPT については、横浜信用金庫が主たる営業エリアとする神奈川県及び東京都の目標に基づき設定されている。神奈川県及び東京都の目標は、大企業を含めた企業全体を対象とするものであり、中堅・中小企業にとって相応の難易度があると考えられる。

運送業以外の SPT については、SBT 認定基準を鑑みると、1.5°C 水準に沿う科学的根拠のある目標に相当すると考えられる。SBT の取得状況について、2024 年 3 月 1 日時点で総数 904、そのうち中小企業が 704¹⁴ となっている。日本における総企業数は約 337.5 万、中小企業数は約 336.5 万¹⁵ であることを踏まえれば、SBT 認定を受けている中小企業は非常に少なく、中堅・中小企業にとって難易度が高い。

以上より、SPT2 は中堅・中小企業にとって野心的である。

¹⁴ 出典: グリーン・バリューチェーンプラットフォーム「排出量削減目標の設定」(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/de_carbonization_05.html)

¹⁵ 出典: 中小企業庁 HP「中小企業・小規模事業者の数(2021 年 6 月時点)の集計結果を公表します」(https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/2023/231213chukigyocnt.html)

3-3. JCRによるインパクト評価

JCRは、本フレームワークのSPTに係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第4原則で例示されているインパクト評価基準の5要素（多様性、有効性、効率性、倍率性、追加性）に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか （UNEP FIの定めるインパクト、事業セグメント、国・地域、バリューチェーン等）

本フレームワークのSPTに係るインパクトは、以下のとおりUNEP FIの定めるインパクト・エリア／トピックに該当している。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働	
		データプライバシー	自然災害		
	健康および安全				
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー	住居
		健康と衛生	教育	移動手段	情報
		コネクティビティ	文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護	
平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者	
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		市民的自由	
	健全な経済	セクターの多様性		零細・中小企業の繁栄	
	インフラ				
	経済収束				
環境	気候の安定性				
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌	
		生物種	生息地		
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物		

また、本フレームワークのSPTは、借入人である中堅・中小企業に対して設定されるものであり、中堅・中小企業が経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な業種の中堅・中小企業の事業に対してインパクトが発現することが期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか （対象となる事業の売上構成比や国内外マーケットシェア、野心度等）

本フレームワークの対象は借入人である中堅・中小企業である。横浜信用金庫の2024年3月末時点の貸出金は1兆1,772億円となっており、その殆どが中堅・中小企業であることから、横浜信用金庫の事業全体へのインパクトが見込まれる。

**③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか
 (事業全体における重要性、戦略的意義等)**

本フレームワークのSPTは、前述のとおり、借入人である中堅・中小企業が気候変動・CO₂削減の取り組み開始を支援するものである。社会全体で脱炭素の流れが進むなか、中堅・中小企業を含むサプライチェーン全体で脱炭素・CO₂削減に関する取り組みの要請が強まってくると予想される。

従って、中堅・中小企業にとって中長期的な競争力確保の観点から本SPTへの取り組みは経営戦略上重要であると言える。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークのSPTに係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

**⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか
 (対応不足の持続可能な開発ニーズへの取り組み、SDGs達成に向けた前進等)**

本フレームワークのSPTは、以下にリストアップしたとおり、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

4. 借入金の特性

4-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、本フレームワークに基づく借入金の金利等は変化するか等を確認する。

4-2. 借入金の特性の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークにおいて、事前に設定された SPT が達成された場合に、ローンの特性が変動する予定である。なお、変動内容については、利率のステップ・アップ及びステップ・ダウンが予定されている。また、KPI の定義、SPT の設定についても契約書類に記載される予定である旨を確認した。

SPT1 について、該当する「CO₂見える化サービス」に対し、取引先が 1 年分のデータが入力した時点（またはサービス利用開始から 1 年時点）において外部機関によってデータの検証が実施され、当該検証結果、その後 1 年間の同サービス継続状況及びデータ入力状況によって、達成状況が判断される。

貸付の実行時点で予見しえない状況により、本フレームワークで定められた KPI の定義、SPT の設定、及び前提条件が変更となった場合には、借入人と貸付人で協議のうえ検討し、外部機関がその妥当性を確認する予定である。

5. レポートニング・検証

5-1. 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポートニングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

5-2. レポートニング・検証の概要と JCR による評価

〈評価結果〉

本フレームワークで定められたレポートニング・検証は、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

横浜信用金庫は、融資実行から完済まで年 1 回以上、借入人毎に SPT の実績を確認する予定である。レポートニングについて、借入人が SPT の実績を借入人のホームページまたはその他の開示資料で開示するよう、横浜信用金庫は借入人に働きかける予定である。

外部検証について、SPT1 は、前述した通り外部検証が実施される。SPT2 についても外部検証が毎年実施される予定である。

以上より、JCR は、レポートニング及び外部検証が適切に予定されている旨を確認した。

6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

(担当) 佐藤 大介・間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及びJCRが独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCRは借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえでJCRは、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
- ・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCRが関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCRの第三者性

本評価対象者とJCRとの間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCRが、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCRは、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCRは、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCRは、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見はJCRの現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCRが保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCRに無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTAによるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCRは、米国証券取引委員会の定めるNRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付されています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL:03-3544-7013 FAX:03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル